○経済産業省
環境省告示第五十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十九年十二月七日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月十日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV3－344	SND4M	V2403－CR－TI－YDN	住友ナコフォークリフト株式会社	愛知県大府市大東町二丁目75番地

○経済産業省
国土交通省告示第五十四号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十九年十二月八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月十日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1197	三菱　EBT－F13FG－1	EBT－GK25－1A	三菱ロジスネクスト株式会社	京都府長岡京市東神足二丁目1番1号
NV－1198	三菱　EBT－F13FD－1	EBT－GK25－2A	〃	〃
NV－1199	三菱　EBT－F36G－1	EBT－GK25－1A	〃	〃
NV－1200	三菱　EBT－F36D－1	EBT－GK25－2A	〃	〃
NV－1201	三菱　EBT－F35G－1	EBT－GK25－1A	〃	〃
NV－1202	三菱　EBT－F35D－1	EBT－GK25－2A	〃	〃
NV－1203	三菱　EBT－F17DG－1	EBT－GK21－1A	〃	〃
NV－1204	三菱　EBT－F17DD－1	EBT－GK21－2A	〃	〃
NV－1205	三菱　EBT－F34G－1	EBT－GK21－1A	〃	〃
NV－1206	三菱　EBT－F34D－1	EBT－GK21－2A	〃	〃

○国土交通省告示第五百九十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道横断自動車道黒松内釧路線	小樽市星野町三八番三から同市星野町一七〇番七まで	平成三十年四月十日十時

○国土交通省告示第五百九十六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の六の規定に基づき、講習を実施する者から業務を廃止する旨届出があったので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
有限会社北海道アロー運輸
二　主たる事務所の所在地
北海道札幌市白石区川北二千二百四十八番十三号
三　廃止年月日
平成三十年三月二十日

○国土交通省告示第五百九十七号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第四項において準用する第十二条の六の規定に基づき、講習を実施する者から業務を廃止する旨届出があったので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
有限会社北海道アロー運輸
二　主たる事務所の所在地
北海道札幌市白石区川北二千二百四十八番十三号
三　廃止年月日
平成三十年三月二十日

○防衛省告示第七十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年四月十日

防衛大臣　小野寺五典

日時	区域	実施艦等	その他
平成三十年四月十七日（予備、同月十八日及び同月十九日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで	豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域 (ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒 (イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒 (ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒 (エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒 (オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒 (カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒	自衛艦十隻	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。 三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年四月十日

防衛大臣　小野寺五典

日時	区域	実施艦等	その他
平成三十年四月十七日（予備、同月十八日及び同月十九日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで	五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域 (ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒 (イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒 (ウ)　東経一二八度四五分五二秒　東経一二九度〇九分五二秒 (エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒	自衛艦九隻	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。 三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。